

令和3年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その6)

目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 149 号議案	神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例	1
定県第 150 号議案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	3
定県第 151 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定県第 152 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	7
定県第 153 号議案	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	9
定県第 154 号議案	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例	11
定県第 155 号議案	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	12
定県第 156 号議案	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例	13
定県第 157 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	15
定県第 158 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	17
定県第 159 号議案	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例	21
定県第 160 号議案	三浦しらとり園条例の一部を改正する条例	23
定県第 161 号議案	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例	24
定県第 162 号議案	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25
定県第 163 号議案	神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例	26
定県第 164 号議案	工事請負契約の締結について（神奈川県防災行政通信網再整備事業工事請負契約）	27
定県第 165 号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事請負契約）	28
定県第 166 号議案	工事請負契約の締結について（県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）請負契約）	29
定県第 167 号議案	工事請負契約の締結について（県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期一建築一第1工区）請負契約）	30
定県第 168 号議案	訴訟の提起について	31
定県第 169 号議案	和解について	32
定県第 170 号議案	当せん金付証票の発売について	33
定県第 171 号議案	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標	34

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例

(設置)

第1条 水道事業（神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）第1条に規定する水道事業をいう。以下同じ。）に関する必要な事項を調査審議させるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、水道事業に関する事項につき神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(組織等)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 水道の利用者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから管理者が委嘱する。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員に対しては、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和31年神奈川県条例第34号）第2条に規定する報酬の額を基準とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

2 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に条例で定めるものを除き」を加える。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会の設置に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人STスポット横浜の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及び特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削り、同表特定非営利活動法人アクト川崎の項中「川崎市中原区井田杉山町24番8号」を「川崎市宮前区神木本町一丁目14番12号」に改め、同表特定非営利活動法人grand-merreの項中「海老名市浜田町22番地9」を「海老名市中新田一丁目13番19号」に改め、同表特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項中「特定非営利活動法人フードバンクひらつか」を「特定非営利活動法人フードバンク湘南」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人WE21ジャパンいそご	横浜市磯子区森二丁目1番10号	令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで
----------------------	-----------------	----------------------------

附 則

- この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る改正規定並びに同表特定非営利活動法人アクト川崎の項、特定非営利活動法人grand-merreの項及び特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人STスポット横浜の項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 令和3年8月31日以前に改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中(25)から(29)までを削り、(30)を(25)とし、(31)から(35)までを5ずつ繰り上げ、同項(36)中「(35)まで」を「(30)まで」に改め、同項中(36)を(31)とし、(37)から(39)までを5ずつ繰り上げ、「左欄(36)」を「左欄(31)」に改め、同表21の2の項中「、秦野市及び南足柄市」を削り、同表25の項中「左欄(1)から(4)まで」を「左欄(1)から(5)まで」に、「(1)から(4)までに掲げる事務」を「(1)から(5)までに掲げる事務（(5)に掲げる事務にあっては、排煙に係るものに限る。）」に改め、「藤沢市に限り」の次に「、左欄(5)並びに左欄(6)及び(10)のうち(5)に掲げる事務（粉じん及び排水に係るものに限る。）」に関するものにおいて相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り」を加え、同表30の2の項(4)中「(5)から」を「(6)から」に改め、同項中「除き、左欄(1)及び(4)」を「除き、左欄(1)」に、「、左欄(2)、(3)及び(8)から(16)まで」を「、左欄(2)及び(3)」に改め、「汚濁に限る。）」の次に「、左欄(4)に掲げる事務のうち(6)から(17)までに掲げる事務（(6)から(16)までに掲げる事務にあっては、水質の汚濁に限る。）」に関するもの、左欄(6)から(16)までに掲げる事務（水質の汚濁に限る。）」を加え、「(5)及び(8)から(16)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあっては、」を「(6)から(16)までに掲げる事務（」に、「左欄(8)から」を「左欄(6)から」に改め、同項の次に次のように加える。

30の3 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務

- (1) 条例第3条第2項、条例第8条第1項、条例第10条第1項、条例第15条第2項並びに条例第17条第4項及び第5項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
- (2) 条例第4条第1項（条例第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、条例第3条第1項又は条例第8条第1項の規定による許可の申請を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。
- (3) 条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。
- (4) 条例第108条の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。
- (5) 条例第111条第1項の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除き、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第2号及び条例第28条第1項の規制基準に係るものに限る。）にあっては小田原市及び茅ヶ崎市に限り、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第3号及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）にあっては小田原市、

茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び綾瀬市に限る。)

別表31の項を次のように改める。

<p>31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 条例第7条第1項、条例第8条第2項及び第3項、条例第10条第2項及び第3項、条例第11条第3項、条例第12条、条例第17条第3項及び第8項、条例第18条第2項、条例第18条の2第2項、条例第21条第1項及び第2項、条例第42条の3第1項、条例第99条第2項、条例第100条並びに条例第101条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 条例第56条の2第1項から第4項まで及び条例第56条の4第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村（左欄(1)に掲げる事務にあつては市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。）に限り、左欄(2)に掲げる事務にあつては町村（葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町を除く。）に限る。）</p>
---	---

別表中32の4の項を削り、32の5の項を32の4の項とし、32の6の項から32の18の項までを1項ずつ繰り上げ、同表94の項及び95の項中「、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市」を「及び相模原市」に改め、同表134の項中(9)及び(10)を削り、同項(11)中「(10)まで」を「(8)まで」に改め、同項中(11)を(9)とし、「及び(10)並びに(11)」を削り、「、法第63条第3項第6号、法第68条の69第3項第5号イ及び同項第6号」を「及び法第63条第3項第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第10条第1項又は第2項の規定による処分に係る同条例第27条第1項の規定による事務については、改正後の別表21の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の別表25の項、30の2の項及び32の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により市長又は町長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表5の項中「9の項」の次に「、別表第2の16の2の項及び別表第3の9の項」を加える。

別表第2の1の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表中11の2の項を11の3の項とし、11の項の次に次のように加える。

11の2 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
---------	-----------------------	----------------------------

別表第2の14の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表15の項中11を12とし、6から10までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

- 6 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
別表第2の16の項特定個人情報の欄を次のように改める。

1	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護法による保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の16の項の次に次のように加える。

16の2 知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	1 生活保護法による保護関係情報であって規則で定めるもの 2 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	--

別表第3の5の項を7の項とし、4の項の次に次のように加える。

5 教育委員会	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	知事	1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
---------	-----------------------	----	--

6 教育委員会	県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
---------	--	----	--

別表第3に次のように加える。

8 教育委員会	高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項並びに別表第2の1の項及び14の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人番号を利用する事務を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

知事及び副知事の給与等に関する条例等の 一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の94.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の47.25」に改める。

第2条 知事及び副知事の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の94.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の47.25」を「100分の48.75」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の94.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の47.25」に改める。

第4条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の94.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の47.25」を「100分の48.75」に改める。

(監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の94.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の47.25」に改める。

第6条 監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の94.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の47.25」を「100分の48.75」に改める。

(公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の94.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の47.25」に改める。

第8条 公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の94.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の47.25」を「100分の48.75」に改める。

(特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正)

第9条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の94.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の47.25」に改める。

第10条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の94.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の47.25」を「100分の48.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事等の期末手当について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正 する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表神奈川県厚木児童相談所の項中「厚木市水引2丁目3番1号」を「厚木市水引2丁目11番7号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

厚木児童相談所の移転のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改め、同項第2号中「100分の133.5」を「100分の124.5」に改め、同項第3号中「100分の66.75」を「100分の62.25」に改める。

第2条 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「100分の207.5」を「100分の215」に改め、同項第2号中「100分の124.5」を「100分の129」に改め、同項第3号中「100分の62.25」を「100分の64.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県議会議員の期末手当について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100を」に、「100分の52.5」を「100分の57.5を」に改める。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第4条 学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100を」に、「100分の52.5」を「100分の57.5を」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第8条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和3年10月14日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の期末手当について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表2の項を削り、同表中3の項を2の項とし、4の項から21の項までを1ずつ繰り上げ、同表22の項中「住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」及び「住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を削り、「譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」に改め、同項認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料」を同表21の項とし、同表中23の項を22の項とし、24の項から29の項までを1ずつ繰り上げ、同表30の項中「銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に、「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料」を「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料」に、「国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料」を「国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に、「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に、「年少射撃資格認定のための講習手数料」を「年少射撃資格認定のための講習手数料」に改め、同項を同表29の項とし、同表中31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表の2 手数料の表22の項の改正規定（同項を同表21の項とする部分を除く。） 令和4年2月20日

(2) 別表の2 手数料の表30の項の改正規定（同項を同表29の項とする部分を除く。） 令和4年3月15日

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した改正前の別表の2 手数料の表2の項に規定する納税証明書交付手数料（以下「納税証明書交付手数料」という。）に係る証紙と知事

が認めたものについては、令和5年3月31日までの間に限り、納税証明書交付手数料の納付のために使用することができる。

- 3 納税証明書交付手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和5年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- 4 前項の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表42の項中「第3項」を「第5項」に、「から44の項まで」を「及び44の項」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同表43の項中「第3項」を「第5項」に、「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「44の項」を「次項」に改め、同項(1)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ア中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改め、同項(2)イ中「2万1,000円」を「2万6,000円」に改め、同項(2)ウ中「30戸」を「25戸」に、「3万1,000円」を「4万1,000円」に改め、同項(2)エ中「30戸」を「25戸」に、「5万8,000円」を「7万1,000円」に改め、同項(2)オ中「9万9,000円」を「12万円」に改め、同項(2)カ中「16万円」を「19万円」に改め、同項(2)キ中「20万円」を「24万円」に改め、同項(2)ク中「21万円」を「26万円」に改め、同項(3)中「9,100円」を「1万2,000円」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ア中「1万8,000円」を「2万3,000円」に改め、同項(4)イ中「3万2,000円」を「4万円」に改め、同項(4)ウ中「30戸」を「25戸」に、「4万6,000円」を「6万1,000円」に改め、同項(4)エ中「30戸」を「25戸」に、「8万7,000円」を「11万円」に改め、同項(4)オ中「15万円」を「17万円」に改め、同項(4)カ中「25万円」を「29万円」に改め、同項(4)キ中「30万円」を「36万円」に改め、同項(4)ク中「32万円」を「40万円」に改め、同表43の2の項を削り、同表44の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項(1)ア中「を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(1)イ中「前項」を削り、「46の項又は46の2の項」を「又は46の項」に改め、同項(2)ア及び(3)ア中「を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同表45の項中「次項及び46の2の項」を「及び次項」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同表46の項中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項(1)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち

既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ア中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項(2)イ中「1万500円」を「1万3,000円」に改め、同項(2)ウ中「30戸」を「25戸」に、「1万5,500円」を「2万500円」に改め、同項(2)エ中「30戸」を「25戸」に、「2万9,000円」を「3万5,500円」に改め、同項(2)オ中「4万9,500円」を「6万円」に改め、同項(2)カ中「8万円」を「9万5,000円」に改め、同項(2)キ中「10万円」を「12万円」に改め、同項(2)ク中「10万5,000円」を「13万円」に改め、同項(3)中「4,550円」を「6,000円」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)」を削り、同項(4)ア中「9,000円」を「1万1,500円」に改め、同項(4)イ中「1万6,000円」を「2万円」に改め、同項(4)ウ中「30戸」を「25戸」に、「2万3,000円」を「3万500円」に改め、同項(4)エ中「30戸」を「25戸」に、「4万3,500円」を「5万5,000円」に改め、同項(4)オ中「7万5,000円」を「8万5,000円」に改め、同項(4)カ中「12万5,000円」を「14万5,000円」に改め、同項(4)キ中「15万円」を「18万円」に改め、同項(4)ク中「16万円」を「20万円」に改め、同表46の2の項を削り、同表47の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同表48の項の次に次のように加える。

48の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	16万円
--	--	------

別表の10 公安委員会関係の表12の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項(1)中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査

6,800円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)

別表の10 公安委員会関係の表13の項(1)中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

13の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会
--	--------------------	--

		3,000円 (2) その他の者 に対する講習 会 6,900円
--	--	--

別表の10 公安委員会関係の表15の項から17の項までの規定中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表18の項中「又は」を「若しくは」に改め、「空気銃」の次に「又はクロスボウ」を加え、同項(1)中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項」を「同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項(2)中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項」を「同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

7,200円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

別表の10 公安委員会関係の表18の項に次のように加える。

(4) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

6,800円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)

別表の10 公安委員会関係の表20の5の項の次に次のように加える。

20の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を
---	------------------	--

		行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,600円)
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表の8 県土整備局関係の表の改正規定及び次項の規定は令和4年2月20日から、別表の10 公安委員会関係の表の改正規定は同年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を見直すとともに、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を 改正する条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県、」を「地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、」に、「地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し」を「取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第5号中「抑制」を「量の削減」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（基本理念）

第2条の2 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）を旨として、行われなければならない。

第3条第1項中「県は」の次に「、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり」を加える。

第4条第1項中「事業者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「抑制」を「量の削減」に改める。

第5条中「県民は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第6条第1項中「者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「抑制」を「量の削減」に改める。

第7条第2項第2号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条中「第21条第4項」を「第21条第8項」に改める。

第9条の見出しを「（事務事業温室効果ガス排出削減計画）」に改め、同条第1項中「抑制に」を「量の削減に」に、「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に改め、同条第2項中「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に改め、同項第1号、第2号及び第4号中「抑制」を「量の削減」に改め、同条第3項中「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に、「の抑制」を「の量の削減」に改め、同条第4項中「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に改める。

第11条第1項第3号及び第4号中「削減」を「量の削減」に改める。

第34条第1項第4号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第46条第1項中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第47条第1項中「を抑制する」を「の量を削減する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示すなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

三浦しらとり園条例の一部を改正する条例

三浦しらとり園条例（昭和58年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者（）」を「もの（）」に改める。

第4条第1項中「者は、法人」を「ものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）」に改め、同条第2項第1号中「法人の定款及び」を「法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、」に改め、同項第2号及び第3号中「法人」を「法人等」に改め、同項第6号中「関する」の次に「法人等の」を加える。

第5条中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同条第2号中「社会福祉法人」を「法人等」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「者」を「もの」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる法人又は団体であること。

ア 次のいずれかに該当する法人

(ア) 社会福祉法人

(イ) 社会医療法人

(ウ) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者であり、かつ、法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人

イ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する法人のみにより構成されている団体（(ア)又は(イ)に該当する法人を構成員に含まない団体にあつては、(ウ)に該当する法人及び(エ)に該当する法人又は(ウ)及び(エ)のいずれにも該当する法人を構成員に含むものに限る。）

(ア) 社会福祉法人

(イ) 社会医療法人

(ウ) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者である法人

(エ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人

(オ) 医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設している法人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

三浦しらとり園の指定管理者の指定基準を見直すため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 の一部を改正する条例

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中神奈川県立さがみ緑風園の項を削り、津久井やまゆり園の項の次に次のように加える。

さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台2丁目4番18号
--------	-------------------

第3条中「者（）」を「もの（）」に改める。

第4条第1項中「者は」を「ものは」に改め、同項第1号中「法人」の次に「その他の団体（以下「法人等」という。）」を加え、同条第2項第1号中「法人の定款及び」を「法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、」に改め、同項第2号及び第3号中「法人」を「法人等」に改め、同項第6号中「関する」の次に「法人等の」を加える。

第5条第1項中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同項第2号中「社会福祉法人」を「法人等」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「者」を「もの」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する法人又は次のアからエまでのいずれかに該当する法人のみにより構成されている団体（アからウまでのいずれかに該当する法人を構成員に含むものに限る。）であること。

ア 社会福祉法人

イ 社会医療法人

ウ 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人

エ 医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設している法人

第5条第2項中「者（）」を「もの（）」に改め、同項第2号中「法人運営」を「法人等の運営」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

さがみ緑風園に指定管理者制度を導入すること等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものがあります。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第31条」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（サテライト型住居の設置）

第10条の2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

3 本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

（1）第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

（2）第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 前条第2項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

（1）第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

（2）第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第19条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
第30条の次に次の1条を加える。

（サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用）

第31条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を踏まえ、サテライト型住居の設置に係る規定を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正 する条例

神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表中

1万円又は2万円	を	1万円、2万円又は3万円	に改める。
1万円		1万円又は2万円	
1万円、2万円、3万円又は4万円		1万円、2万円、3万円、4万円又は5万円	
1万円、2万円又は3万円		1万円、2万円、3万円又は4万円	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

奨学金の貸付けに関し、高等学校奨学金の月額の上限額を増額するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

神奈川県防災行政通信網再整備事業工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 日本電気株式会社神奈川支社
支社長 米 本 期 子
- 2 請負契約金額 44億 550 万円

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県防災行政通信網再整備事業工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 日本ピーエス・宇内・林土木特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社日本ピーエス横浜営業所
所長 堀内 匡彦

- 2 請負契約金額 15億8,620万円

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小雀建設株式会社
代表取締役 小 泉 和 雄
- 2 請負契約金額 6億2,993万3,480円

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期一建築一第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小島・関野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小島組
代表取締役 小 島 正 也
- 2 請負契約金額 7億8,983万1,240円

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期一建築一第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対する詐害行為取消請求の訴訟をなすものとする。

1 件 名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対する詐害行為取消請求事件

2 訴訟の相手方



3 請求内容 不動産の贈与に対する詐害行為取消請求

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

和解について

民法第 695 条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故に係る和解
- 2 和解の相手方 
- 3 和解金額 2,678万9,428円

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故に係る和解をしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものであります。

当せん金付証票の発売について

令和4年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額 250 億円以内

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和4年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立産業技術 総合研究所中期目標

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所第二期中期目標

前文

(県立産業技術総合研究所の役割)

平成29年4月1日に神奈川県産業技術センターと公益財団法人神奈川県立産業技術アカデミーを統合し、地方独立行政法人化した地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「K I S T E C」という。)は、大学や他機関と連携し、基礎研究から事業化まで一貫した企業支援を行うイノベーション創出支援機関であり、県内産業の発展と県民生活の向上に貢献することをその役割としている。

(第一期中期目標期間の評価)

K I S T E Cは、第一期の中期目標期間(平成29年度から令和3年度まで)に、研究開発、技術支援、事業化支援の各事業について、担うべき役割を果たすとともに、県内企業の技術力の底上げを図るための人材育成や、中小企業等による新技術や新製品の開発を促進するための産学公連携に積極的に取り組んだ。

また、地方独立行政法人化により機動的かつ柔軟な組織運営が可能になり、利用者の利便性向上に努めるとともに、組織の体制強化を図り、効果的・効率的な業務運営を行った。さらに、部別収支管理による事業運営、多岐にわたる競争的資金の獲得に取り組み、安定した収入を確保した。

第一期中期目標における取組については、地方独立行政法人化により、質の高い企業支援を行うとともに、安定した経営基盤を構築したものと評価している。

(社会を取り巻く状況)

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症(以下「C O V I D - 1 9」という。)の拡大により、世界は未曾有の危機に直面した。この危機に対応するため、デジタルの活用は加速し、また、官民をあげたテレワークの推奨による、新しい働き方や、オンライン教育の普及など、人々の暮らしを取り巻く環境は大きく変わった。

また、異常気象や自然災害の激甚化、エネルギー問題、国際紛争など地球規模での様々な未解決の課題がますます山積するなか、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む「S D G s (持続可能な開発目標)」への社会的な認識が高まった。

特に、エネルギーや気候変動については、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル(脱炭素)の実現に向けて、その具体的な取組が早急に求められている。

このように、これまでの経済成長優先の社会から、感染症など人々の生活と意識を一変させる新たな潮流のもと、持続可能な社会への転換を図っていくことが一層重要となっている。

(産業構造の変化)

今後、通信インフラの整備が加速し、また人々のITリテラシーも向上していくことで、社会にICT(情報通信技術)は一層浸透していく。

また、S D G sの実現に向け、カーボンニュートラルを目指す新たな社会システムの構築や、大量生産・大量消費・大量廃棄といった線形経済から資源を効率的・循環的に利用し付加価値を高める循

環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が必要となっている。

一方、人々の消費行動については、単なる購買ではなく、製品開発に向けたストーリーを重視するようになったり、所有ではなく共有を選択したり、さらにはモノに拘りはなく、他者と経験を共有できれば良い、といったように多様化が進んできている。

こうしたニーズに対応するため、消費者との双方向のコミュニケーションが可能となるD2C（消費者直接取引）や、消費者をつなげるプラットフォームや仕組みの構築といった新たなビジネスモデルが浸透してきている。

業種や製品による産業の垣根がなくなりつつある今、ものづくりを中心とした県内企業においても、この産業構造の変化に適応していかなければならない。

（第二期中期目標期間に向けた期待）

本県では、これまで高度なものづくりを担う製造業を中心とした産業の集積が進んできた。一方で、高品質な製品等を生産し低価格で販売しても、将来にわたって企業経営が安定的に継続できる時代ではなくなりつつある。さらに、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなどSDGsの実現に向けた消費者の意識変化にも配慮した企業活動が不可欠となっている。

よって、KISTECにおいては、技術相談や試験計測など公設試験研究機関としての基本的な役割を確実に果たしていくとともに、県内産業の振興や県民の福祉向上に資する有望な基礎研究、先進的な研究開発、ものづくり基盤技術の高度化を基礎としつつ、デジタル化や製造業のサービス化につながる新たな企業支援、さらには産業構造の転換に対応できる人材の育成に積極的に取り組んでいくことを期待したい。

また、本県内には、企業の研究開発拠点や大学が数多く立地するとともに、経営支援機関等も充実していることから、こうした関係機関との連携についても一層の強化を図り、もって県内産業と科学技術の振興に活かしていくことも期待したい。

（第二期中期目標期間の方向性～Vibrant INOCHIの実現を目指して～）

本県は緑豊かなやまなみ、豊富な河川、相模湾・東京湾など、人々の様々な営みを支える、豊かな自然環境を有している。

また、文明開化の発祥の地でもあり、日本の近代化のために大きな役割を果たし、世界に開かれた日本の窓として、力強い経済力を培ってきた。

今、社会は、SDGsやCOVID-19を契機とし、大きな転換点を迎えている。また、外部環境の不確実性が高まり、社会課題の複雑化が進み、消費者のニーズや価値観が大きく変化したことにより、企業が単独で事業を展開することが難しくなっている。

一方で、デジタル技術の急速な進展により、多様な組織が様々な形で協創し、革新的な価値を創造することが可能となっている。このような協創は、イノベーションの原動力として事業を高度化させるとともに、様々な組織の文化に対するインパクトや人材育成の機会をも生み出すことができる。

さらに、これからは「Vibrant INOCHI」をキーワードに、多様な担い手が、様々な最新技術を活用しながら、一人ひとりの「いのち」が輝く、持続可能な健康長寿社会を実現していく必要がある。

KISTECは、神奈川県科学技術政策大綱の一翼を担う機関であり、また様々な産業における同業種・異業種、スタートアップ、アカデミア、自治体など、多様な組織が集うプラットフォーム機関となり得る潜在的な機能を有している。

今こそ、神奈川らしい進取の精神をもって、既存の産業の垣根を越え、様々な協創を実現すること

で社会課題を解決し、さらに本県から新たな社会価値を生み出していくイノベーション創出支援機関としての役割を果たすことができるよう、第二期の中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

企業支援ネットワークの中心的機関として、研究開発、技術支援、事業化支援、人材育成、連携交流の5本の柱で、基礎研究から事業化までの一連の支援に取り組むことにより、県内産業と科学技術の振興及び豊かで質の高い県民生活の実現を図る。

1 新たな成長産業の創出と社会課題の解決に向けた研究開発

社会の在り方に大きな影響を及ぼす先端技術が、今後多様な産業や社会生活に急速に浸透する。併せて、カーボンニュートラルの実現に向けて、モビリティの電動化や再生可能エネルギーの普及が加速するとともに、サーキュラーエコノミーに向けた経済活動のパラダイムシフトが見込まれる。こうした Society 5.0 や SDGs の取組における中核的な技術をはじめとして、持続可能な健康長寿社会の実現に資するライフサイエンス分野など、様々な社会課題の解決や県民生活の向上につながる研究の開発を推進する。

また、基礎研究、応用研究、実用化研究に切れ目なく取り組み、知的財産を創出するとともに、その研究シーズを企業等の新技術や新サービスの開発に結びつける。

スタートアップやベンチャー企業の創出を推進し、県内産業の新陳代謝を促すことで、新たな成長産業の創出と、イノベーション・エコシステムの構築に取り組む。さらには、創出したベンチャー企業に対する出資を目指す。

一方、県内企業等が直面する事業環境の急速な変化に対応するため、将来的に不可欠となる技能のデジタル化やデータ活用、先端技術における重要部素材の開発など、新たな基盤的課題への研究に取り組む。

特に、ライフサイエンス分野における有望技術について、事実上の国際標準となり得る評価法の開発研究を推進し、企業等の新たな技術や製品の信頼性の向上を図る。

2 県内企業等の競争力の強化を図る技術支援

中小企業等が単独では解決できない技術的課題や製品開発等に対して、技術やノウハウを活用した最適な支援を提供することにより、県内企業等の競争力の強化を図り、さらには事業環境の変化への適応を促していく。

特に、県内中小企業等が抱える潜在的な課題や、将来必要となる技術等を想定し、能動的な解決提案を行うことにより、企業の技術力の向上、競争力の強化を支援する。

さらに、生産技術の改善や製品開発を支援するために、迅速で精度の高い試験計測の提供に努めるとともに、試験計測サービスのデジタル化や、そのデータを活用した新たなサービスの導入に取り組む。

また、オンラインによる相談体制の構築を進め、相談内容のデジタル化、そのデータを活用した新しい支援サービスの開発を目指す。併せて、利用者への遠隔支援や人工知能等を活用した問合せ対応についても検討を進め、サービス力向上と業務省力化の両立の実現に努める。

3 県内企業等の製品及びサービスの開発並びにその事業化に係る支援

県内企業等の新たな製品やサービスの開発において、企画開発から技術・デザイン・販路開拓、

知的財産権の活用まで、一貫した支援を総合的に行うことにより、その事業化を促進する。

また、県内企業等が急速な産業構造の変化に適応できるように、成長分野への事業転換を支援する。特に、データ・デジタル技術・ICTを活用した支援体制を構築することにより、県内企業等のDXへの適応を推進し、新たな価値を生み出す事業の創出を促進する。

一方、研究開発分野における評価法の開発については、事業化できる新たなサービスを生み出していくとともに、既に事業化している抗菌・抗ウイルス評価は、社会的な要請に応えられるよう、評価体制のさらなる強化を図る。

4 イノベーションを推進する人材の育成

産業を取り巻く環境の変化が激しく、社会課題が複雑化しているなか、企業においては、多様な人材を育成し、新たな価値を生み出すことのできる体制を構築することが重要である。

そのため、Society 5.0やDXの推進における基礎的なリテラシーであるデジタルの知識やそれを活用できる人材はもとより、将来的にもものづくりの中核を担う人材、先端領域の研究開発を担う人材など、イノベーションを推進することのできる人材を育成する。

多様な人材の育成においては、産学が連携したセミナーや研修を組み合わせることにより、様々な組織が協創できる機会を創出し、有機的な連携体制を構築していく。

また、これからのイノベーションを担う創造的な人材を育むために、小中学生等を対象に、科学技術の理解増進に向けた活動に取り組む。

5 オープンイノベーション等を推進する連携交流

経営支援機関及び他の技術支援機関等と連携し、企業に対する総合的な相談対応機能の強化を図る。また、産学公連携や広域連携など他機関とのネットワークを活用し、オープンイノベーション等を推進することにより、企業・大学・他機関等が協創するプラットフォームとしての機能を強化する。併せて、金融機関との連携強化や様々な共同体による活動への参画などにより、企業等による共創の取組を創出し、その活動を支援する。

さらに、国の研究機関や近隣都県の試験研究機関等と連携し、情報や保有するデータ等の共有、人材の相互支援や交流を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

COVID-19に端を発した「新しい生活様式」への社会変容、またSociety 5.0やSDGs等の実現に向けた取組に伴い、組織運営についても大胆な変革が不可欠である。定期的な事業の見直し等、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することにより、産業構造の変化に適切に順応できる運営体制を構築する。

1 効果的・効率的な組織運営

既存事業や業務の見直しを定期的に行い、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することにより、取り組むべき事業に財源と人員を集中し、社会変化に適応することができる、しなやかな組織を構築する。

拠点についても、機能の強化・集約化を検討したうえで、効果的・効率的な組織運営を徹底する。

2 効果的・効率的な人事制度の運用

人事評価制度について、適切な運用を図るとともに、リスクリングを含めた人材の育成・研修を効果的に実施することにより、職員の意欲及び能力の向上を図る。

採用については、方法や時期などを柔軟に運用することにより、優秀かつ多様な人材の確保に努め、併せて適正な人員配置を図る。

また、テレワークや時差出勤などいわゆる「働き方改革」を推進する。

3 効果的・効率的な業務運営

業務の内容やプロセス、組織の運営方法を随時見直すことにより、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。

情報処理システムの整備など、情報化を推進することにより、事務処理の効率化やサービスの向上を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保

試験計測や技術開発などにおけるサービスの質の向上を図り、併せて、創意工夫に取り組むことで、事業収入の確保に努める。

また、保有するノウハウの活用や、大学等や中小企業等との連携を図り、提案公募型の競争的資金等の獲得に努める。

2 財務運営の効率化

財務運営の定期的な見直し、効率化を図ることにより、限りある経営資源の有効な活用を徹底する。また、出資業務を行う際は、その適切な執行に努める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 社会的責任

コンプライアンスについて、法令はもとより社会的規範を遵守することにより、県民からの信頼を確保する。

情報管理、情報公開については、業務を通じて収集した個人情報、新技術や新製品の開発データ等の管理を適切に行う。併せて、県民に開かれた公設試験研究機関として、適切に情報公開を行うことにより、公正で透明性の高い業務運営を図る。

また、全ての事業活動を通じて、カーボンニュートラルや環境保全等に取り組み、SDGsの実現に貢献する。

さらに、利用者が安全に利用できる環境の整備を図るとともに、職員が安心して働けるように安全衛生に配慮した職場環境の改善に努める。

2 施設等の有効活用

施設整備や修繕について、中長期的な計画を策定のうえ取り組むとともに、適切な維持管理を行うことにより、良好な状態を維持し、施設の長寿命化を図る。

また、中小企業等のニーズの変化に柔軟に対応した機器整備を行うことにより、試験計測や技術開発などのサービス向上を図る。

3 広報の強化

サービス内容や研究成果等を積極的に広報することにより、認知度の向上、利用者の拡大や研究成果等の普及等を図る。

令和3年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

第二期の地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものであります。

